【事業所向け留意事項】

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われない、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1.届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。(詳細は別紙のとおり)

2.提出の期限等

4月及び6月の報酬算定に係る届出は、提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。 なお、令和6年4月の届出を提出する際に令和6年6月以降分を併せて提出することとしても差し支えない。

「既存のサービス事業所の届出留意事項(令和6年6月)」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容がいずれの場合も新
	12:訪問入浴介護	「介護職員処遇改善加算」	たな届出がない場合は「1:なし」
	15:通所介護	を	とみなす。
	16:通所リハビリテーション	「介護職員等処遇改善加算」	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
	2 1:短期入所生活介護		い要件に即して届け出を行うよう
	22:短期入所療養介護	に名称変更し	留意が必要。
	23:短期入所療養介護		
	2 A:短期入所療養介護	「1:なし」	
	3 3 : 特定施設入居者生活介護	「6:加算」	
	27:特定施設入居者生活介護(短	「5:加算」	
	期利用型)	「2:加算」	
	5 1:介護福祉施設サービス	を	
	52:介護保健施設サービス	「1:なし」	
	55:介護医療院サービス	「7:加算 」	
	62:介護予防訪問入浴介護	「8:加算 」	
	66:介護予防通所リハビリテー	「9:加算 」	
	ション	「A:加算 」	
	2 4 : 介護予防短期入所生活介護	「B:加算 (1)」	
	25:介護予防短期入所療養介護	「C:加算 (2)」	
	26:介護予防短期入所療養介護	「D:加算 (3)」	
	2 B:介護予防短期入所療養介護	「E:加算 (4)」	
	35:介護予防特定施設入居者生	「F:加算 (5)」	
	活介護	「G:加算 (6)」	
	76:定期巡回・随時対応型訪問介	「H:加算 (7)」	
	護看護	「」:加算 (8)」	
	7 1:夜間対応型訪問介護	「K:加算 (9)」	
	78:地域密着型通所介護	「L:加算 (10)」	
	7 2 :認知症対応型通所介護	「M:加算 (1 1)」	
	73:小規模多機能型居宅介護	「N:加算 (1 2)」	
	68:小規模多機能型居宅介護(短	「P:加算 (13)」	
	期利用型)	「R:加算 (14)」	
	3 2 : 認知症対応型共同生活介護	に変更	
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護(短期利用型)		
	5 4 :地域密着型介護老人福祉施		
	設入居者生活介護		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護)		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	7 4 : 介護予防認知症対応型通所		
	介護		
	75:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護		
	69:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護 (短期利用型)		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護 (短期利用型)		
2	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	なし。
	12:訪問入浴介護	「介護職員等特定処遇改善加算」	
	15:通所介護	「介護職員等ベースアップ等支援加	
	16:通所リハビリテーション	算」	
	2 1:短期入所生活介護		
	22:短期入所療養介護	を廃止	
	23:短期入所療養介護		
	2 A:短期入所療養介護		
	3 3 : 特定施設入居者生活介護		
	27:特定施設入居者生活介護(短		
	期利用型)		
	51:介護福祉施設サービス		
	52:介護保健施設サービス		
	55:介護医療院サービス		
	62:介護予防訪問入浴介護		
	66:介護予防通所リハビリテー		
	ション		
	2 4 : 介護予防短期入所生活介護		
	25:介護予防短期入所療養介護		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	2 6 : 介護予防短期入所療養介護		
	2 B:介護予防短期入所療養介護		
	35:介護予防特定施設入居者生		
	活介護		
	76:定期巡回・随時対応型訪問介		
	護看護		
	7 1:夜間対応型訪問介護		
	78:地域密着型通所介護		
	7 2 : 認知症対応型通所介護		
	73:小規模多機能型居宅介護		
	68:小規模多機能型居宅介護(短		
	期利用型)		
	3 2 : 認知症対応型共同生活介護		
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者		
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護(短期利用型)		
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施		
	設入居者生活介護		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護)		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	7 4 : 介護予防認知症対応型通所		
	介護		
	75:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護		
	69:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護(短期利用型)		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護(短期利用型)		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:減算
	14:訪問リハビリテーション	「高齢者虐待防止措置実施の有無」	型」とみなす。
	16:通所リハビリテーション		
	63:介護予防訪問看護	「1:減算型」	
	64:介護予防訪問リハビリテー	「2:基準型」	
	ション		
	66:介護予防通所リハビリテー	を新設	
	ション		
4	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
		「緊急時訪問看護加算」	新たな加算の届出が必要となる。
			既存届出内容が「2:あり」で、新
		「1:なし」	たな届出がない場合は「2:加算
		「2:あり」	」とみなす。
		を	(注)基本的に届出を行うよう指
		「1:なし」	導する点に留意が必要。
		「3:加算 」	
		「2:加算」	
		に変更	
5	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	63:介護予防訪問看護	「専門管理加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
_	4.0 ***	F = _ // 44-1/ // 4-/4	***
6	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
		「遠隔死亡診断補助加算」 	し」とみなす。
		[
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		 を新設	
		(全利)取	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	14:訪問リハビリテーション	「口腔連携強化加算」	し」とみなす。
	63:介護予防訪問看護		
	64:介護予防訪問リハビリテー	「1:なし」	
	ション	「2:あり」	
		を新設	
8	14:訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容が「3:加算Aイ」で、
		「リハビリテーションマネジメント加算」	新たな届出がない場合は「3:加算
			イ」とみなし、既存届出内容が「6:
		「1:なし」	加算A口」で、新たな届出がない場
		「3:加算Aイ」	合は「6:加算口」とみなす。
		「6:加算A口」	既存届出内容が「4:加算Bイ」
		「4:加算Bイ」	「 7:加算Bロ」で、新たな届出が
		「7:加算Bロ」	ない場合は「1:なし」とみなす。
		を	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
		「1:なし」	い要件に即して届け出を行うよう
		「3:加算イ」	留意が必要。
		「6:加算口」	
		に変更	
9	16:通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容が「3:加算Aイ」で、
		「リハビリテーションマネジメント加算」	新たな届出がない場合は「3:加算
			イ」とみなし、既存届出内容が「6:
		「1:なし」	加算AD」で、新たな届出がない場
		「3:加算Aイ」	合は「6:加算口」とみなす。
		「6:加算A口」	既存届出内容が「4:加算Bイ」
		「4:加算Bイ」	「7:加算Bロ」で、新たな届出が
		「7:加算Bロ」	ない場合は「1:なし」とみなす。
		を	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
		「1:なし」	い要件に即して届け出を行うよう
		「3:加算イ」	留意が必要。
		「6:加算口」	
		「8:加算八」	
		に変更	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 0	14:訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	16:通所リハビリテーション	「リハピリテーションマネジメント加算に係	し」とみなす。
		る医師による説明」	
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		2.0071	
		を新設	
1 1	3 1 : 居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	3 4 : 介護予防居宅療養管理指導	「医療用麻薬持続注射療法加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
		टलावर	
1 2	 3 1 : 居宅療養管理指導	 「その他該当する体制等」欄の	 新たな届出がない場合は「1:な
	3 4:介護予防居宅療養管理指導	「在宅中心静脈栄養法加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
1 3	16:通所リハビリテーション	 	なし。
		「5:大規模の事業所()(病院・診療	
		所)」	
		「8:大規模の事業所()(介護老人	
		保健施設)」	
		「B:大規模の事業所()(介護医療	
		院)」	
		「6:大規模の事業所()(病院・診療	
		所)」 「9:大規模の事業所()(介護老人	
		保健施設)」	
		「C:大規模の事業所()(介護医療	
		院)」	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		を廃止	
1 4	16:通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「D:大規模の事業所(病院・診療所)」 「E:大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F:大規模の事業所(介護医療院)」 「G:大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H:大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J:大規模の事業所(特例)(介護医療院)」	「D:大規模の事業所(病院・診療所)」「E:大規模の事業所(介護老人保健施設)」「F:大規模の事業所(介護を 人保健施設)」「G:大規模の事業所(介護医療院)」「G:大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」「H:大規模の事業所(特例)(介護を人保健施設)」「J:大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
4.5		を新設	
1 5	16:通所リハビリテーション 66:介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1:減算型」	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。
		「2:基準型」	
1 6	21:短期入所生活介護22:短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「併設本体施設における介護職員等	(注)要件の見直しを踏まえ、新し い要件に即して届け出を行うよう
	23:短期入所療養介護 2A:短期入所療養介護 24:介護予防短期入所生活介護	特定処遇改善加算 の届出状況」 を 「併設本体施設における介護職員等	留意が必要。
	25:介護予防短期入所療養介護 26:介護予防短期入所療養介護	・ 併設本体施設にありるが護職員等処遇改善加算 の届出状況」	
	2 B:介護予防短期入所療養介護	に名称変更	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 7	63:介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
		「緊急時介護予防訪問看護加算」	新たな加算の届出が必要となる。
			既存届出内容が「2:あり」で、新
		「1:なし」	たな届出がない場合は「2:加算
		「2:あり」	」とみなす。
		を	(注)基本的に届出を行うよう指
		「1:なし」	導する点に留意が必要。
		「3:加算 」	
		「2:加算 」	
		に変更	
1 8	66:介護予防通所リハビリテー	「その他該当する体制等」欄の	なし。
	ション	「運動器機能向上体制」	
		を廃止	
1 9	66:介護予防通所リハビリテー	「その他該当する体制等」欄の	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
	ション	「選択的サービス複数実施加算」	い要件に即して届け出を行うよう
		を	留意が必要。
		「一体的サービス提供加算」	
		に名称変更	